

エネルギー需給構造改革推進設備等の特別償却の  
償却限度額の計算に関する付表  
(措法42の5①、68の10①、旧措法42の5①)

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
----------------------	--------	-----	-----

特別償却の付表(一) 平十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の種類	1	42条の5第1項( )号( ) 68条の10第1項( )号( ) 旧42条の5第1項( )号( )	42条の5第1項( )号( ) 68条の10第1項( )号( ) 旧42条の5第1項( )号( )	42条の5第1項( )号( ) 68条の10第1項( )号( ) 旧42条の5第1項( )号( )
事業の種類	2			
(機械・装置の耐用年数表の番号) エネルギー需給構造改革推進設備 等の種類等	3	( )	( )	( )
エネルギー需給構造改革推進設備 等の名称	4			
設置した工場、事業所等の名称	5			
取得等年月日	6	平・・	平・・	平・・
事業の用に供した年月日	7	平・・	平・・	平・・
購入先	8			
取得価額	9	円	円	円
取得価額の合計額が20億円を 超えることによる修正取得価額	10			
基準取得価額割合	11	$\frac{25、50、75又は100}{100}$	$\frac{25、50、75又は100}{100}$	$\frac{25、50、75又は100}{100}$
基準取得価額 (9)又は(10)×(11)	12	円	円	円
特別償却率	13	$\frac{30}{100}$	$\frac{30}{100}$	$\frac{30}{100}$
特別償却限度額 (12)×(13)	14	円	円	円
償却・準備金方式の区分	15	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等	16	(指定告示名、告示番号) (別表番号、該当番号) 事業の用に供したエネルギー 需給構造改革推進設備等の仕 様、性能、型式等判定上参考 となる事項	( ) ( )	( ) ( )

中小企業者又は中小連結法人の判定

発行済株式の総数又は出資金額	17		大規模法人の保有する 株式数等の 明細	順位	大規模法人名	株式数又は 出資金額
常時使用する従業員の数	18	人		1	23	
大規模法人の株式 数等の保有割合	第1順位の株式数又は 出資金額 (23)	19			24	
	保有割合 $\frac{(19)}{(17)}$	20		%	25	
	大規模法人合計の株式数 又は出資金額 (27)	21			26	
	保有割合 $\frac{(21)}{(17)}$	22		%	計 (23)+(24)+(25)+(26)	27

## 特別償却の付表（一）の記載の仕方

- 1 この付表（一）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の5第1項《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却》若しくは平成14年改正前の租税特別措置法（以下「平成14年旧措置法」といいます。）第42条の5第1項《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の10第1項《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、エネルギー需給構造改革推進設備等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。
- 2 「特別償却の種類1」は、措置法第42条の5第1項各号若しくは第68条の10第1号各号又は平成14年旧措置法第42条の5第1項各号のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。なお、（ ）内には、それぞれの該当号等を記載してください。
- 3 「事業の種類2」には、エネルギー需給構造改革推進設備等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「エネルギー需給構造改革推進設備等の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、エネルギー需給構造改革推進設備等の種類、構造、細目等を記載します。また、そのエネルギー需給構造改革推進設備等が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 5 「エネルギー需給構造改革推進設備等の名称4」には、エネルギー需給構造改革推進設備等に該当する資産の名称を記載します。
- 6 「取得価額9」には、エネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額を記載します。

ただし、そのエネルギー需給構造改革推進設備等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 7 「取得価額の合計額が20億円を超えることによる修正取得価額10」には、平成14年3月31日以前に取得等をしたエネルギー需給構造改革推進設備等が平成14年旧措置法第42条の5第1項第5号に該当し、一の生産設備を構成するものの取得価額の合計額が20億円を超える場合に、その一の生産設備を構成するものの取得価額の合計額のうち占めるそのエネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額の割合を20億円に乗じて計算した金額を記載します。
- 8 「基準取得価額割合11」の分子は、次の場合に応じそれぞれ次の数字を○で囲みます。
  - (1) 平成14年4月1日以後に取得等をしたエネルギー需給構造改革推進設備等が措置法第42条の5第1項第1号ハ若しくは第68条の10第1項第1号ハ（電気・ガス需要平準化設備）又は第42条の5第1項第3号若しくは第68条の10第1項第3号（電気供給・利用安定化設備）に該当する場合…「50」
  - (2) 平成14年3月31日以前に取得等をしたエネルギー需給構造改革推進設備等が平成14年旧措置法第42条の5第1項第1号ハ（電気・ガス需要平準化設備）又は第3号（電気供給・利用安定化設備）に該当する場合…「75」
  - (3) 平成14年3月31日以前に取得等をしたエネルギー需給構造改革推進設備等が平成14年旧措置法第42条の5第1項第5号（エネルギー等使用合理化生産設備）に該当する場合（上記7に該当する場合を除きます。）…「25」
  - (4) 上記(1)から(3)までの場合以外の場合…「100」
- 9 「償却・準備金方式の区分15」は、そのエネルギー需給構造改革推進設備等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 10 「事業の用に供したエネルギー需給構造改革推進設備等の仕様、性能、型式等判定上参考となる事項16」には、事業の用に供した資産の仕様、性能、型式等その資産がエネルギー需給構造改革推進設備等に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を指定告示の別表等に掲げる仕様、性能、型式等の単位をもってできるだけ具体的に記載するほか、指定告示に定めるエネルギー需給構造改革推進設備等については、（ ）内にその指定告示名、告示番号、別表番号及び該当番号を、例えば「平4大蔵省告示第57号」、「別表一の1」のように記載します。
- 11 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、措置法第42条の5第1項第4号に掲げる中小企業者に該当する法人が同号に定めるそのエネルギー需給構造改革推進設備等につき同項の規定の適用を受ける場合（又は措置法第68条の10第1項第4号に掲げる中小連結法人が同号に定めるそのエネルギー需給構造改革推進設備等につき同項の適用を受ける場合）に、そのエネルギー需給構造改革推進設備等を事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況（その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。
  - (1) 「保有割合20」が50%以上となる場合又は「保有割合22」が3分の2（66.666%）以上となる場合には、措置法第42条の5第1項第4号（又は第68の10第1項第4号）の規定の適用はありませんから注意してください。
  - (2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細23～26」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本若しくは出資の金額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金額の最も多いものから順次記載します。
  - (3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本又は出資の金額が1億円を超える連結子法人については、措置法第68条の10第1項第4号の規定の適用はありませんから注意してください。